

第3節 As—B下水田と「かたあらし」農法 (高井)

宿横手三波川遺跡では調査範囲全面にわたってAs—Bの残りがよく、ほぼ全域でその下面の水田跡を調査することができた。これらと同時代の水田跡は、この遺跡の南に接続する遺跡、すなわち、上滝榎町遺跡、上滝五反畑遺跡などでも見られ、前節で述べられているように、この一体が当時広い水田地帯であり、しかもそれが条里制によって区画されていることが判明した。このような広大な水田跡の広がり、群馬県の平野部、特にその西半部ではごく普通に見られることであり、決して珍しいものではない。この地域の低地部ではかなりの確率でAs—Bが純層で堆積しているのが見つかり、その下面を調査すると必ずと言っていいほど水田跡が存在しているのである。平安時代後半という時点で、水田として利用することが可能な土地は、既にほぼ全て水田として開発されていたのではないと思われるほどである。これはある意味では驚くべきことである。当時の人口がどれほどであったのか、想像の域を出ないが、現在とは比べものにならないくらい少なかったことは間違いない。その人口差を考えた場合、この水田の広さはあまりに広大であり、現代の感覚では違和感を覚える。しかし、これら水田跡は、As—Bが降下した時点で、はたして水田として耕作されていたのであろうか。畦で区画された状態からみて、それが水田であったことは間違いないにしても、その中には、休耕・耕作放棄など、様々な理由で、噴火当時に耕作されていなかった水田が含まれている可能性があるのではなかろうか。As—B下水田の状況をみていると、このような素朴かつ根本的な疑問がわいてくる。ところが、このような疑問に、これまでの発掘調査は十分に答えてきたとは思えない。

As—B下水田を調査すると、その水田面はただ平坦なわけではなく、いろいろな凹凸が見つかる。それはヒトや動物の足跡である場合もあるが、多くは何によるものかよく分からないものである。そして、このような凹凸がある水田面の状態は、水田の区画によって一定ではない。こういった水田面の状態の違いは、それが埋没する直前の水田の状態を反映するものであるが、もしかするとそれは、As—B降下当時、その水田が耕作されていたものか、あるいは既に廃棄状態にあったものかの違いを示すものかもしれない。そして、実際にその視点から検討した例は既にいくつか見られるようである。

宿横手三波川遺跡でも、区画によって水田面の状態に違いがみられるところがある。この遺跡のAs—B下水田のほとんどには水田面に畦とは方向の異なる足跡などが多く残り、それが畦を踏みつぶしているところがある。典型的なのはB・C・E区などにみられる。特にC区の1～4踏分と名付けられたものは、区画の方向に対して斜めに走り、畦をいくつも越えている。これらは水田耕作の上で重要な畦を踏みつぶしていること、さらに、踏分道の形成にはある程度の時間が必要であったと考えられることから、この水田区画は休耕してかなりの時間が経っているか、あるいは既に廃棄されていた状態であると考えるのが妥当であろう。これに対し、C区からD区にかけてのC2—10・13区画、D3—3・9・16・17区画だけは、斜めの踏分や溝などは全くみられず、その代わり、何らかの耕作行為を思わせる足跡が残っているのである（本文67ページ参照）。この足跡は、畦の一辺と同じ方向、つまり水田区画と同じ方向に平行して幾筋もみられ、おそらく、この区画の中を狭い幅で往復したことによって残されたものであると思われる。残念ながらこの足跡を残した作業が何であるかは、考える資料に乏しく不明であるが、この状態が他の区画と休耕・放棄された区画とが混在していたと考えている。このような状態が当時の一般的な姿、つまり、毎年このように両者が混在しているのか、あるいは、このような状態はこの時のみなのかは確証がなく断定できない。後者であれば、それには浅間山の火山活動が大きく影響していることが考えられよう。天仁元年の大噴火以前にも何らかの火山活動があり、それによって当年の農作業が控えられた可能性が考えられる。しかし、私は、次に述べるような文献史学の成果から、前者、つまり耕作と休耕が混在していた可能性を考えなければならないのではな

いかと考えている。

ここではAs—B降下時、すなわち浅間山の天仁元年（1108年）の噴火の時点の問題としているが、その50～100年前、すなわち平安時代の中期ごろの水田耕地の中に、連年耕作される安定耕地と、年によって耕作されないこともある不安定耕地とが混在していたという事実は、かつて戸田芳実氏によって明らかにされたことである（「中世初期農業の一特質」『日本領主制成立史の研究』（岩波書店）1969.2。初出は京都大学文学部読史会創立五十周年記念『国史論集』1959.11。）。

以下、氏のご研究を簡単にまとめて紹介させていただく。

戸田氏は「栄山寺文書」に現存する栄山寺牒を用い、平安中期の永祚2年（990）から康平2年（1059）にいたる間、栄山寺領の大和国にある荘園の田地について、「見作」・「不作」の割合がどのように変化するかを検討された。「見作」とはその時点で現実に耕作されていた田、「不作」とは耕作されていない田のことである。

この永祚2年から康平2年の間に、検討の対象となる栄山寺牒は15通残っていて、栄山寺領田の坪付（この荘園は大和国の条里制施行地内に存在している）と坪の中の寺田面積とが詳細に記録されている。そして、そこには各坪の寺領田の中に見作田がどれほどあるかが注記されているのである。これによって同一の坪の見作・不作の割合が、約70年間の15通の文書でどのように変動しているかが分かるのである。戸田氏はその中で、寺領が大部分を占める大和国宇智郡、十市郡の35個の坪（当時の荘園は散在的な傾向が強く、坪内の一町の土地全てが寺領である場合は少ない。つまり、各坪に何段かずつ散在するのが一般的なのであるが、戸田氏はそれらのうち、坪内の大部分が栄山寺領田になっている坪を選ばれた。）について、坪のうちのどれほどが寺領の土地で、そのうちのどれほどが見作であるかを一覧表にされ、変動の状態を具体的に示された。

その結果、ほとんどが見作で、その割合があまり変動しないいわば安定耕地と、見作・不作の割合が年によって大きく変動する不安定耕地、その中間の割合を示す耕地とがあることが判明した。このうち注目されるのは不安定耕地の存在であるが、一例として十市郡西十六条五里七坪の場合をみてみよう。この坪は12通の牒に現れ、いずれも10段（＝1町）、つまり坪全体が栄山寺領となっているが、その坪内の見作田は次のように変遷している。

正暦5	寛弘3	寛仁元	治安元	万寿2	長元2	長元9	長久2	永承元	永承5	天喜2	康平2
(994)	(1006)	(1017)	(1021)	(1025)	(1029)	(1036)	(1041)	(1046)	(1050)	(1054)	(1059)
10段	0段	3段	2段	8段	10段	7.42段	2.32段	3段	4段	7.12段	7.12段

正暦5年には坪内の田地のうちの10段、つまり全部が「見作」＝耕作されていたのであるが、次の寛弘3年には0段、すなわち坪の全体が「不作」＝休耕状態になっていた。さらに寛仁元年は3段、治安元年は2段と少ない面積が耕作され、次の万寿2年は8段と増加し、さらに長元2年にはまた10段と全体が耕作されている。このように、坪の全体が耕作されていた状態から全く耕作されない状態まで、その割合が年によって大きく変動していることが見て取れる。このような坪が、検討された35個のうち17個もあるのである。戸田氏はこのような不安定耕地が当時広く存在していたとされ、さらに、このように一時的に耕作放棄（あるいは休耕）される耕地を当時「かたあらし」という用語で呼んでいたことを古歌から明らかにされた。氏のあげた歌をひとつ紹介しておく、「早苗とるやすのわたりのかたあらしこぞのかり田はさびしかりけり」

というものが拾玉集に納められている。

さらに景観的なあり方については、この拾玉集の歌や荘園文書などから、「かたあらし」は特定の場所に集中しているのではなく、耕作されている土地と混在している（前掲『日本領主制成立史の研究』179ページ）と推定されている。

ただし戸田氏は、「かたあらし」的耕作について、二圃制的な農業が整然と行われていたと考えるのは非常に危険であると注意されている。「二圃制の確立ということはそれなりに安定した生産諸条件を前提とするが、（中略）不安定耕地の存在は、むしろ中世初期特有の農業生産諸条件の不安定性から考えるべきである」（前掲書181ページ）と氏は指摘されている。

先述した宿横手三波川遺跡の水田跡の状況は、この「かたあらし」を考えると理解しやすい。平行した足跡が残された区画が「見作」の田地、その他が「不作」の田地であると考えるのである。「かたあらし」が一カ所に集中するのではなく、耕作されている土地と混在しているという推定も、遺跡の状況と一致する。もちろん、先述したように、この遺跡における水田の状況がこの年に特別なものであったのか、あるいは毎年同様な状況であったのかが不明であるため、安易に「かたあらし」の実例であると断定するのは避けなければならないが、その類似は検討に値すると思われる。As—B下の水田が「かたあらし」農法を取り入れたものなのか否かは、この宿横手三波川遺跡だけの検討だけで確定できるものではなく、広く県内の水田跡を対象として考える必要がある。残念ながら今回はこれ以上の検討を行っていないので、詳細は今後の検討に譲らなければならないが、このような検討はAs—B下水田の性格を考える上で必要不可欠であると考えられる。

戸田氏の研究は1959年に発表されたものであり、既に40年以上が経っている。「かたあらし」の存在は中世の文献史学研究者にとって常識の部類に属することではないかと考えられる。ところが、その存在を知っている考古学研究者はあまり多いとはいえず、それと考古学的事実とをつきあわせて検討する試みもほとんど行われていない。それどころか、畦に囲まれた区画を見つけ、それを「水田跡」とであると確定できればそれで良しとし、それ以上は検討しない場合の方が多いのではないかとすら思われる。この状況は、水田跡の研究の上では、きわめて残念なことである。もちろん、文献から判明した「かたあらし」をそのまま考古学的事実の解釈に適用すればよいというわけではない。考古学の立場としては、あくまでも考古学的事実の厳密な検討を行い、その上でそれを文献史学などの成果とも突き合わせ、水田耕作の実態に迫らなければならないが、その際、この「かたあらし」の問題は避けて通ることのできないものであり、考古学的な立場から何らかの言及が行われるべきであろう。

今後上記のような視点で考古学的な検討を行う場合、明らかにしなければならない課題がいくつかある。まずひとつは、区画によって水田面の状況が異なることが、はたして耕作・休耕の違いを示すものなのか否かを確定すること、そして、それが過去に遡ってどのように変遷しているのか、それを何らかの方法で知ることである。区画によって表面の状態に大きな差があり、それから休耕の期間に差があると考えられるとか、プラントオパールのみられない層が水田面に堆積しているとか、そのような事実はきわめて重要であろう。今後群馬県内で発見された多くのAs—B水田について、その報告を集成・検討するとともに、上記のような視点で遺跡の発掘調査に当たることが必要であろう。